

瀬戸内海環境保全特別措置法に
基づく事前評価に関する書面

申請者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称、代表者氏名）

大阪府摂津市鳥飼西5丁目1番1号

株式会社 カネカ 大阪工場

大阪工場長 岩本 友典

1. 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	株式会社 カネカ 大阪工場		
工場又は事業場の所在地	大阪府摂津市鳥飼西5丁目1番1号		
資本金	330億円46百万円	従業員数（全社） （当工場）	3,390人 946人
産業分類 （中分類）	化学工業	主要製品名	プラスチック製品 医療器具製品
工場又は事業場の特定設備 （番号、名称、基数）	27号(ヌ)廃ガス洗浄施設 1基、 33号(イ)縮合反応施設 1基 33号(ハ)遠心分離機 8基、 33号(リ)廃ガス洗浄施設 5基 46号(イ)水洗施設 16基、 46号(ロ)ろ過施設 2基 46号(ニ)廃ガス洗浄施設 1基、 64号の2(イ)沈殿施設 2基 64号の2(ロ)ろ過施設 6基 65号 酸またはアルカリによる表面処理施設 4基 66号電気めっき施設 1基		
排出水の量	特定排水	通常 0 m ³ /日、最大 0 m ³ /日 * 特定排水は全量下水道へ放流	
	特定排水以外の排水	通常 9,169 m ³ /日、最大 12,915 m ³ /日	
汚水等の処理の方法	中和処理、次亜塩素酸ソーダ分解処理、活性汚泥処理、アルカリ分解処理、凝集加圧浮上処理、凝集沈殿処理、活性炭吸着処理、沈降分離中和処理、砂ろ過		

2. 許可申請の概要及びその理由

1) 医療器具製造課に特定施設 46号その他の有機化学工業製品製造業の用に供する施設(ロ)ろ過施設及び(イ)施設 2基 ろ過器（施設N o 64）、ろ板付き架橋槽（施設N o 65）を設置します。

今回申請する施設から排出される汚水は、全て産業廃棄物として処理します。また、下水道、間接冷却水の増減は無いため、工場全体の排水量、水質に変更はありません。

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大の値、当該排出水の一日当たりの通常量及び最大量並びに当該排出水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状				設置（変更）後				負荷量の増減	
		水量・水質		負荷量		水量・水質		負荷量			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
1	排水量（m ³ /日）	9,169	12,915			9,169	12,915				
	pH（—）	7.6	7.0～8.2			7.6	7.0～8.2				
	BOD（mg/L）	1.8	4.4	16.504	23.247	1.8	4.4	16.504	23.247	0	0
	COD（mg/L）	2.3	6.3	21.089	29.705	2.3	6.3	21.089	29.705	0	0
	SS（mg/L）	1.0	10.8	9.169	12.915	1.0	10.8	9.169	12.915	0	0
	n-Hex（mg/L）	1.0	2.2	9.169	12.915	1.0	2.2	9.169	12.915	0	0
	T-N（mg/L）	1.4	2.8	12.837	18.081	1.4	2.8	12.837	18.081	0	0
	T-P（mg/L）	0.1	0.2	0.917	1.292	0.1	0.2	0.917	1.292	0	0
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）	0.85	1.1	7.794	10.978	0.85	1.1	7.794	10.978	0	0
	ハウ素及びその化合物（mg/L）	ND	ND	0	0	ND	ND	0	0	0	0
	フッ素及びその化合物（mg/L）	ND	ND	0	0	ND	ND	0	0	0	0
	1,4-ジオキサン（mg/L）	ND	ND	0	0	ND	ND	0	0	0	0
総合	排水量（m ³ /日）	9,169	12,915			9,169	12,915				
	pH（—）										
	BOD（mg/L）			16.504	23.247			16.504	23.247	0	0
	COD（mg/L）			21.089	29.705			21.089	29.705	0	0
	SS（mg/L）			9.169	12.915			9.169	12.915	0	0
	n-Hex（mg/L）			9.169	12.915			9.169	12.915	0	0
	T-N（mg/L）			12.837	18.081			12.837	18.081	0	0
	T-P（mg/L）			0.917	1.292			0.917	1.292	0	0
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）			7.794	10.978			7.794	10.978	0	0
	ハウ素及びその化合物（mg/L）			0	0			0	0	0	0
	フッ素及びその化合物（mg/L）			0	0			0	0	0	0
	1,4-ジオキサン（mg/L）			0	0			0	0	0	0

備考：最大負荷量（kg/日）＝最大排水量（m³/日）×通常水質（mg/L）×10⁻³

通常負荷量（kg/日）＝通常排水量（m³/日）×通常水質（mg/L）×10⁻³

4. 工場又は事業場の排出口の位置及び数並びに汚水等の処理系統

(1) 排出口の位置及び数

別図 1 のとおり 1 本 (内雨水専用 0 本)

(2) 汚水等の処理系統

別図 2 のとおり

5. 工場又は事業場の排出口周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 排水経路 (別図 3 参照)

排出先の河川・海域名	鳥飼水路	神崎川	
環境基準点	—	新三国橋	
環境基準類型	—	B, 生物 B	

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふっ素 (※)	0.8 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素 (※)	1 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1, 4-ジメチル	0.05 mg/L 以下

(※) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

(河川)・海域

類型	基 準 値							
	p H	B O D mg/L	S S mg/L	D O mg/L	大腸菌数 CFU/100mL	全亜鉛 mg/L	ニルフェノール mg/L	※備考① 参照
B, 生物 B	6.5 ~ 8.5	3 以下	25 以下	5 以上	1×10 ³ 以下	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下

※備考①：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)

(4) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

① ダイキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイキシン類 1 pg-TEQ/L

② その他

6. 周辺公共水域の現況その他当該水域の現況に関する事項

(汚濁負荷が増加しない場合)

(1) 周辺公共用水域の現況

測定時期、測定機関名 令和 5 年度 大阪府域河川等水質調査結果報告書

(河川域)

環境基準点		pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	D0 (mg/L)
新 三 国 橋 B	最小	7.0	0.8	4.8	3	2.7	0.25	<0.5	1.8	5.3
	最大	7.8	4.6	7.5	10	5.2	0.50	<0.5	2.7	10
	平均	—	2.1	5.8	6	3.6	0.34	<0.5	2.3	7.6
生物 B	全亜鉛 (mg/L)			ノニルフェノール (mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)		
	0.015			0.00007				0.014		

(海域)

環境基準点		pH	COD mg/L	SS mg/L	T-N mg/L	T-P mg/L	n-Hex 抽出物質 mg/L			
E N	最小									
	最大									
	平均									

(2) 当該水域の現況に関する事項

当工場の特定排水以外の排水が流入する鳥飼水路は、神安土地改良区の幹線排水路になっており、この水路は水利として利用される事はありません。

この水路と合流する神崎川は、摂津市一津屋にある神崎川桶門で淀川から取水し、大阪市、吹田市、豊中市、尼崎市の境界を流れて、大阪湾に注ぐ 18km の一級河川であります。

7. 排水の排出に伴い予測される周辺公共水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

(1) 汚濁負荷量の増加の有無（有・無）

（汚濁負荷量の増加がない場合は、(2) 以下は省略）

(2) 周辺公共用水域の範囲

(3) 周辺公共用水域の水質の変化の予測の方法

(4) 周辺公共水域の水質の変化の程度

水域名	測定点名	区分	B O D mg/L	C O D mg/L	S S mg/L	T - N mg/L	T - P mg/L	n-Hex mg/L	
	直上流	現況							
	直下流	現況							
		予測							
		現況							
		予測							
		現況							
		予測							
		現況							
		予測							
		現況							
		予測							

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して
参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

各施設には水質関係の公害防止管理者を配し、また、当工場は昼夜連続操業を行っている
ので、三交替で工程管理者を配しています。

(2) 污水处理施設の管理体制

各污水处理施設は、各特定施設毎に設置し、上記特定施設の管理とあわせて実施し、各施設
の排水を工場総合排水処理で処理後下水道へ排出しており、これらの管理を公害防止主任
管理者、下水道水質管理者が行っています。

また、各工程毎に工程排水と間接冷却水を完全に分離しており、これらの管理を各工程管理
者が行っています。

(3) 排出水の分析

①下水道に除外する工程排水については下水道法に基づく水質分析を、外部分析機関に委託
し実施しています。

②公共用水域に放流する排出水は、水質管理基準値を設け、以下の期間毎に外部分析機関に
水質分析を委託し実施しています。

○生活環境保全項目 : 3か月毎

(基準値 pH:5.8~8.6、BOD:20mg/L 以下、COD:20mg/L 以下、SS:15mg/L 以下、
T-N:120mg/L 以下、T-P:16mg/L 以下、n-Hex:4mg/L 以下、大腸菌群数:ー)

○人の健康保護項目(選択23項目) : 12か月毎

(4) 用途地域

当工場は、都市計画法に基づく工業地域に指定されている。

(5) その他参考となる事項

特定施設及び污水处理施設で事故が発生した場合は、また工程排水と間接冷却水の分離管
理に異常が発生した場合は、直ちに関連工程の運転を停止して施設の修理を行うとともに、
公害防止管理者、下水道水質管理者、工場長などへの連絡体制を確立しています。

<人の健康保護項目の有害物質分析項目>

全シアン、有機リン、六価クロム、鉛、カドミウム、砒素、全水銀、アルキル水銀、トリ
クロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタ
ン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-
トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモ
ニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサン